

平成 28 年度調達改善の取組に関する点検結果
(案)

平成29年 11月 9日

行政改革推進会議

行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、平成 28 年度調達改善計画の年度末自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。その結果は、以下のとおりである。

- ※ 秋池 玲子 委員
- 有川 博 委員
- 石堂 正信 委員
- 川澤 良子 委員
- 野本 満雄 委員

1 平成 28 年度調達改善計画の策定状況

近年の国の契約金額は 8 兆円前後で推移している（図表 1 参照）。

図表 1：国の契約金額の推移（単位：兆円）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

（国の調達に係る契約金額、契約種別の全体像等については別添 1～3 参照）

財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスについて、費用対効果に優れた調達を行うことが不可欠な状況となっている。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令を始めとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

（1）共通的な取組

平成 28 年度調達改善計画においては、初めて全府省庁が共通して推進する取組として①一者応札の改善、②地方支分部局等における取組の推進及び③電力調達の改善に係る取組を位置付けた。

地方支分部局等における契約金額は約 5 兆円となっており、国全体の調達額の 6 割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注額が国全体の契約金額の 9 割程度となっている（別添 1 参照）。

（2）重点的な取組及び継続的な取組

各府省庁は、自府省庁の調達する財・サービスの特性に応じて、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議。以下「指針」という。）を踏まえ、「重点的な取組」等

の調達改善計画を策定した。

(3) 調達改善の取組に対する難易度の設定

平成 28 年度調達改善計画の策定から、取組ごとの難易度について、効果的な取組を A +、発展的な取組を A、標準的な取組を B と表示することが開始された。

平成 28 年度調達改善計画においては、全ての府省庁が難易度 A の取組を実施し、また、約 3 分の 2 の府省庁が難易度 A + の取組を実施することとしており、各府省庁は、総じて調達改善に積極的に取り組んだ。

2 平成 28 年度の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、平成 28 年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の進捗状況」、「実務において明らかとなった課題等」、「今後の対応」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、平成 29 年 7 月までにウェブサイト上で公表した。

(1) 「目標の進捗状況」

各府省庁は、調達改善計画に沿って取組の実施を進めており、難易度の高い取組を含め、進捗状況は概ね「A」と評価された。

(2) 「明らかとなった課題」、「今後の対応」

課題に対する解決策を具体的に記載している府省庁がみられる一方で、目標の達成に資する課題の分析や対応策が十分に記載されていない府省庁がみられた。各府省庁の行う自己評価における、調達改善の課題や改善策、取組の効果・検証等の記載については、国民にとってもわかりやすく、かつ、効果的な P D C A サイクルに向けた記載となることが今後一層求められる。

(3) 外部有識者からの意見聴取

外部有識者からの意見の記載が増加するなど、改善がみられる。しかしながら、依然、外部有識者から具体的かつ実践的な意見を得るための工夫がなされていない府省庁もみられることから、引き続き、効果的な意見聴取に向けた改善が求められる。

また、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取するなど、より実情に即した意見を聴取することが望ましい。

3 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

(1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合は、図表2のとおり、13%から17%の範囲で推移してきており、このところほぼ横ばいとなっている。

図表2：国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
14	15	14	14	13	14	16	17	17

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

各府省庁が一者応札の要因分析のために実施している「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリング」の結果によると、例えば、工事発注分野において、「発注量の増加や慢性的な人手不足により人員が確保できない。」との回答がみられる。また、システム調達の分野では、「発注省庁から要請されている最新技術・特殊技術を持ち合わせていないため、受注することができない。」「システム稼働の安定的継続やセキュリティ保持のために、他者のシステムを引き継ぐことはリスクがある。」などの回答がみられる。

このように、一者応札の背景には、社会の変化や経済情勢の影響がみられる。各府省庁は、その中にあっても、不断に要因把握に努め、調達ごとの特性に合わせて、発注側の工夫等によって一層の改善ができないか検討を行い、改善に向けた対応を行うことが求められている。

〈平成 28 年度における一者応札の改善例〉

【調達スケジュールの調整】

- 環境省は、従前、履行期間（契約期間）の短かった事業の実施に当たり、事業者が契約の履行に十分な期間を確保できるよう、公告日を早めることで履行期間を 20 日間増やした。その結果、平成 26、27 両年度において一者応札となっていた本事業について、28 年度の応札者数が 4 者となった。

【個別案件の審査による改善】

- 経済産業省は、一者応札への対応として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年 9 月）に基づき、①入札前の自己チェック（調達担当課室長）、②開札後・契約前の妥当性のチェック（各部局の筆頭課長等）、③事後第三者チェック（外部監査人）を実施している。28 年度においては、27 年度に一者応札であった 141 事業のうち 60 事業が複数者応札となり、契約金額の合計額で約 5 億円の調達費用が削減された。

※ 分析結果の反映により一者応札が改善されたその他の個別案件については、別添 7 参照

情報システム関係の調達については、各府省庁とも、CIO 補佐官の助言を得ながら、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、仕様書におけるシステムの要件定義を明確化すること、従来の受注者といった特定の事業者には有利な仕様内容とならないようにすることなどを通じて新規参入を促進するとともに、参考見積の精査を行うよう努めている。加えて、新規参入を促進する観点から、仕様書について、先行して運用を行っていた事業者からの引継期間が十分に確保されるような内容とするなどの効果的な取組を一層進めていく余地がある。

一者応札の改善策に関して、歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘をとりまとめたものは別添 4のとおりである。平成 28 年度においては、一者応札への対応が共通的な取組となったことを踏まえて、全府省庁で取組が強化され、別添 5のとおり各種事例で一者応札が解消した。各府省庁においては、今後も具体の対応を進めることが求められる。

(2) 随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約に占める競争性のない随意契約¹の割合は、図表3のとおり、平成18年度以降低下しており、近年では15%から17%程度で推移している。

図表3：国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16	17

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達最適化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

国の契約において、随意契約は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念があることに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。

規制緩和や技術革新等により競争が可能となっている市場もみられることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約の締結を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。さらに、潜在的な新規参入者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者と競争性のない随意契約を締結することが予定されている調達案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組もみられる。

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

- ① 企画競争によるもの
- ② 公募を実施したもの
- ③ 入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの
- ④ 少額のもの

〈平成 28 年度における随意契約の取組例〉

【随意契約事前確認公募のルール省内統一化と恒常的公表】

- 文部科学省は、平成 28 年度に、「随意契約事前確認公募」に係る省内統一的なルールを策定し、運用を開始した。28 年度においては、本ルールに基づき、契約監視委員会等によって、複数年度にわたり一者応札（応募）となっている案件の中に、特定の者だけが事業を実施し得ると検証された案件が 4 件存在するとされ、29 年度調達は、随意契約事前確認公募とされることとなった。当該 4 件については、公募期間以外でも新規参入希望者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。

なお、随意契約の改善に資する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は別添 4 のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えばシステムの調達に際して C I O 補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、適切な仕様の作成や参考見積の精査等を行ってきている。また、価格交渉²を実施する府省庁も増えている。

〈平成 28 年度におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府においては、平成 28 年度において、286 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 138 件について約 21.6 億円の削減効果があった（当初提示額の 4.0%）。

適切に価格交渉を行うためには、マニュアル作成によるノウハウの共有や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、価格交渉手続のルール化を進めることが適当である。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則であり、競争性のない随意契約とし、価格交渉を行うこととした案件についても、その適切性を不断に見直すことが必要である。

² 「価格交渉」とは、随意契約を締結する前に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるようにする行為をいう。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるかとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、3分の2の本府省庁がオープンカウンター方式³を導入しており、限られた事業者から見積書を徴収するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数みられる。

〈平成28年度におけるオープンカウンター方式の取組例〉

- 総務省は、少額随意契約について、ウェブサイト上でオープンカウンター方式（64件）を実施した結果、見積書の提出数が増えるなど競争性が向上し、約530万円（約14.5%）の削減が図られた。

一部地方支分部局等においては、どのような案件についてオープンカウンター方式を実施するかが明確でないとの理由で、取組が進んでいない状況にある。このような状況を改善するために、本府省庁は、自らの経験を踏まえ、地方支分部局等において、どのような契約についてオープンカウンター方式を採用することが適当かを検討し、その内容を地方支分部局等に共有することが有用である。

また、少額随意契約による調達に関して、インターネットを利用して価格情報の収集及び比較の簡便化を図り、クレジットカード決済を活用することで、効率的な調達を行う事例がみられる。

（3）調達の合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達⁴の有効活用

（ア）本府省庁における共同調達

霞が関6グループで実施されている本府省庁における共同調達については、発注頻度、仕様の差異等により一部実施されていない品目があるものの、取組は概ね浸透している（別添8参照）。

³ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

⁴ 「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現による調達価格の低減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達等

全国 10 の財務省財務局等を中心に、各地域における地方支分部局等の共同調達等について取組を進めており、平成 28 年度においては、共同調達を推進するための勉強会が全ての地域で計 18 回開催された。このうちいくつかの勉強会には、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）からも職員が参加した。今後は、勉強会における議論を踏まえ、具体的な共同調達の円滑な実施に向けて、各地域において府省庁を超えた連携が適切に機能していくことが期待される。

なお、28 年度は「地方支分部局等における取組の推進」が全府省庁共通の取組とされる中、当該勉強会は、共同調達の推進のみならず、各地域における府省庁を超えた実務担当者のノウハウ共有の機会として有効と認められる。

(ウ) 共同調達等を実施する上での課題・留意点

共同調達等は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保⁵、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要となっている。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組み合わせを検討することが求められる。図表 4 に共同調達等を実施する際に課題となった事項への対応例を示す。

また、共同調達の実施により、調達手続の一部省力化が図られる府省庁がある一方で、複数物品の幹事が重なる府省庁においては事務負担が大きくなっているケースもみられるため、負担の平準化に向けて事務の在り方を見直すことも必要である。

各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。

⁵ ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かない実例が存在することに留意を要する。

図表 4：共同調達等を実施する際に課題となった事項に係る検証及び対応例

① 発注の一括化【中央・一括調達】

警察庁は、全国に所在する複数官署で使用するDNA試薬について、管区ごとにより一括調達していたが、所管する区域が業者の営業範囲を超える場合に、単価が上昇することが判明した。そこで、配送コストを含めた当該物品の単価、業者の営業範囲等を検証したところ、全国分をまとめて発注した場合の方がコスト抑制につながる可能性が高いことを確認し、警察庁本庁での一括調達に移行した。今後も、実績についての検証を行う予定である。

② 納品先の集約化【地方・一括調達】

厚生労働省は、長崎県に所在する複数官署（離島に所在する署所を含む。）のPPC用紙を一括調達する際に、PPC用紙の納入業者から直接各官署へ納品させるとPPC用紙の納入業者の配送コストが高額となるため、納品先を幹事官署の貨物輸送業務の契約相手方の倉庫とし、PPC用紙の各官署への納品を貨物輸送業務の一部として同業務の単価で実施することにより、PPC用紙の契約単価の上昇を抑制した。

③ 調達範囲の見直し【地方・共同調達】

北陸地区（富山、石川、福井各県）に所在する地方支分部局で実施していた灯油の共同調達については、幹事官署に納品された灯油のうち必要分を参加官署が自ら引き取っており、幹事官署の所在地から遠隔に所在する参加官署にとって負担となっていた。灯油の共同調達に係る参加官署が増加したことを契機に、広域にわたっていた共同調達の範囲を県単位に変更し、業者から各参加官署へ直接納品することに変更して、上記負担を解消した。契約単価は低減した。

出典：各府省庁が公表した自己評価結果等に基づき、事務局作成

イ 電力調達に関する取組

電力調達に関する取組については、既に、特別高圧区分（大規模工場、オフィスビル向け）及び高圧区分（中小規模工場、中小ビル向け）は自由化されており、一定規模の合同庁舎等の電力は入札による調達が行われてきているが、平成28年4月の完全自由化を受けて、平成28年度調達改善計画において全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることが原則となった。電力調達の改善事例は別添6のとおりである。今後も複数の小規模需要をまとめて一般競争入札に移行することなどを含め、電力調達に関する適正規模の検証や工夫を行うことが求められる。

〈平成 28 年度における電力調達改善例〉

- 法務省は、各地に所在する官署が個々に実施していた電力調達について、いかなる調達単位が合理的なのか検証するために、複数の電力供給事業者に対してヒアリング実施するなどし、電力規模を一定程度に取りまとめた上で早期の入札を実施することにより、複数事業者による応札が見込めるとの分析結果を得た。この結果を平成 29 年度調達において活用するよう、省内（地方を含む。）に周知した（別添 9 参照）。

28 年度においても電力規模を取りまとめるなどしたことにより、一者応札解消前と比較可能な 17 件で、合計約 3,479 万円（19.8%）の調達費用が削減された。
※ 本取組については、全国各地の電力調達に関して適正規模の検証を行うといった新規性がみられ、28 年度において競争性の向上や調達費用の削減といった成果が出た。また、同様の取組は、他府省庁、他品目での展開も可能である。よって、本取組を優良取組事例に選定する。

ウ 国庫債務負担行為⁶の活用

各府省庁は、情報システム関係の調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。平成 28 年度においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった事案が複数みられた。

〈平成 28 年度における国庫債務負担行為の活用に関する取組例〉

- 防衛省は、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成 27 年法律第 16 号）に基づき、哨戒ヘリコプター（SH-60K）17 機の調達にあたり、6 箇年度にわたる長期契約を締結し、約 113.9 億円の経費を削減した。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果がみられる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する普遍的な取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。

⁶ 「国庫債務負担行為」とは、国会の議決を経て、当該会計年度以降（原則 5 箇年度以内）にも効力が継続する債務を負担する行為であり（財政法第 15 条）、予算の単年度主義の例外として位置付けられている。

〈平成 28 年度におけるオフィス関連調達合理化に関する取組例〉

- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、11 の地方支分部局において、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）の導入しており、MPSの導入前と比較して、約 10.5 億円の経費を削減した。
- 厚生労働省は、アナログ回線・INS回線に代えて光回線を導入することにより、約 700 万円の経費を削減した。

4 調達改善におけるマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善におけるマネジメントを強化する必要がある。

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札等を改善するためには、調達内容、事業者の資格要件や選定方法、随意契約を締結する場合の理由等について十分な事前審査を行うとともに、一者応札等となった要因や価格の適正性等を事後的に精査・分析し、今後の調達改善に活かすことができるような体制を整備することが有効である。特に、一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、調達案件の個別の特性に応じた検討が必要となる。

各府省庁における現状の一者応札等の審査・管理体制をみると、随意契約に関する事前審査は、ほぼ全ての府省庁で実施されており、前回一者応札となった契約についても、約 3 分の 2 の府省庁が事前審査を実施する体制を整備している。また、一者応札等に関する事後審査については全府省庁が実施しており、これら事後審査は、概ね外部有識者の参画を得た委員会等によって実施されている。

課題を抱えた個別案件を改善していくためには、当該体制を活用した審査・管理が確實かつ効果的に実施される必要がある。また、例えば、内部監査の際に、個別契約に対して付された契約監視委員会等における外部有識者からの意見を職員に共有するなど、機会を捉えて調達改善に係るノウハウを向上させていくことが重要である。

〈平成 28 年度における契約に関する事前審査・事後審査の取組例〉

○ 厚生労働省は、事業者との契約に先立ち、外部有識者等による事前審査を実施し、指摘事項を反映させた結果、以下のとおり調達改善が図られた。

・ 随意契約から一般競争入札への移行：117 件（約 6 億 2,700 万円削減）

・ 一者応札の改善：92 件（約 5 億 5,800 万円削減）

また、地方支分部局等の 58 施設等機関において、本省会計課が内部監査と合わせて個別指導（競争性阻害要因の分析、予定価格の妥当性の検証等）を行うことで、調達担当職員の調達改善に向けた意識の醸成を図っている。

※ 審査・管理の強化により一者応札等が改善された個別案件については、**別添 7** 参照

(2) 調達改善に資する研修・情報共有の実施、人事評価への反映

各府省庁は、引き続き、調達事務に係る研修等を通じた人材育成に努めている。また、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁もみられる。

〈平成 28 年度における人材育成・情報共有の取組例〉

【研修の実施】

○ 金融庁は、情報システムの調達に関する取組と関連知識を習得させるために IT 基礎知識研修（受講者 27 名）、情報セキュリティマネジメント研修（同 17 名）等を実施し、当該研修の中で、オーバースペックな内容の仕様書となっていないかを確認する際のポイントなどを示して、調達改善に資する研修としている。

【仕様書に係る情報の共有】

○ 経済産業省は、予算執行職員の執行スキルの向上や執行ノウハウ共有のため、予算執行データベースに、契約、補助金の仕様書等を格納するとともに、仕様書ベストプラクティス集を改訂し、省内に周知した。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。調達に関する民間のノウハウ等についても積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていくことが望ましい。

また、事前審査及び事後審査の結果から得られる普遍的知見は、一者応札等の改善に向けて、個別具体的な取組を進めていくために有用と考えられるが、現状十分に活用されていない。各府省庁においては、府省庁内部で個別審査に際し指摘された課題と効果のあった対応策について、共有を徹底するとともに、研修等でもその結果や課題等を題材とし、調達改善につなげることが求められる。

本府省庁と地方支分部局等の間、地方支分部局等の間で取組に差がみられることから、各府省庁は、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することが望ましい。

平成 28 年度においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己評価を行っているところではあるが、調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

5 総括

平成 28 年度において、ほぼ全ての府省庁が指針の示す「標準的な取組」を実施しているほか、一層の調達改善の取組も多数実施されている。各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる（別添 10 参照）。

平成 28 年には、行政事業レビューにおいて一者応札等についても取り上げ、歳出改革ワーキンググループ委員が一者応札等が複数回継続している個別案件についてのヒアリングを行うなど、課題解決に向けた支援を強化した。その結果、平成 29 年度調達に向けて、各府省庁において具体的な取組の検討・実施がなされた。

各府省庁及び事務局は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

(1) 各府省庁における課題を抱えた個別案件に係る審査・管理の強化

一者応札等が複数回継続する案件については、調達価格の高止まりが強く懸念されることなどから、その解消に向けて着実に分析・検討を行っている府省庁がある一方で、従前の調達方法を機械的に踏襲し、必要な分析・検討を十分に行っていない府省庁もみられる。各府省庁は、事前審査・事後審査において複数回継続する一者応札等を確実に取り上げ、改善に向けた具体的かつ真摯な検討を行うことが求められる。

また、各府省庁においては、当該改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。当該改善策を講じても

一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そして、各府省庁においては、このような不断の取組が人事評価に適切に反映され、調達改善に対するモチベーションが維持されるよう努めることが重要である。

事務局においても、引き続き個別案件のヒアリング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認することが望まれる。

(2) 府省庁横断的な実践的ノウハウ共有の強化

平成28年9月に事務局は、全府省庁の会計担当者を対象に「一者応札の改善」や「価格交渉」をテーマとした勉強会を開催した。今後も、審査・管理の有効化につながる事業者アンケートの取り方及びその活用方法、チェック体制のほか、メールマガジン等による調達情報の効果的な発信方法、オフィス関連調達の合理化手法、共同調達に係る仕様内容の統一や契約事務の平準化の方法に関して、府省庁横断的な実践的ノウハウ共有を行うことが重要である。

また、地方においては、各財務局を中心とした共同調達等に関する勉強会が計18回開催された。地方においても、府省庁を超えて、共同調達が有効な品目や調達規模の検証方法、調達改善全般に関するノウハウの共有の機会があることは重要である。

事務局においては、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するため、勉強会を定期的で開催することが求められる。各地方支分部局等におけるノウハウの共有（共同調達を含む。）の機会に際しても、必要に応じ参加をし、情報共有や検証に係る支援等の役割を果たすことが求められる。

国の調達に係る契約金額(平成27年度)

(単位:億円)

合計	公共工事等		物品役務等		
79,528	28,348		51,180		
防衛省 30,381	2,372		28,009		
国土交通省 26,073	21,614		4,459		
農林水産省 6,088	1,881		4,207		
環境省 3,980	1,332		2,648		
厚生労働省 2,511	65	2,446			
財務省 2,031	113	1,918			
内閣官房等 2,012	636		1,376		
経済産業省 1,897	12		1,884		
法務省 1,091	142		949		
文部科学省 1,007	5		1,002		
その他 2,458	総務省 762 外務省 598 警察庁 457	最高裁判所 246 復興庁 105 国会事務局 101	国立国会図書館 53 宮内庁 48 金融庁 30	人事院 25 消費者庁 16 会計検査院 10	公正取引委員会 5 個人情報保護委員会 1

注 契約金額は平成27年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。
 (参考) 国の契約のうち、地方支分部局等が行う契約金額は、各府省庁の平成29年度調達改善計画における「調達経費の内訳」(平成27年度実績)の数値を単純集計すると約5兆円となる。
 このうち、「工事」、「公共工事」、「庁舎管理・工事」といった公共工事に関する契約金額を単純集計すると約2.7兆円となる。

出典:内閣官房調査

国の調達に係る契約種別の全体像

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合		
																		割合	割合
内閣官房等	(平成26年度)	1,572	64%	1,035	59%	890	36%	717	41%	208	8%	146	12%	682	28%	571	33%	2,462	1,752
	(平成27年度)	1,513	62%	1,109	55%	915	38%	903	45%	248	10%	227	11%	667	27%	676	34%	2,428	2,012
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成26年度)	203	60%	24	64%	137	40%	14	36%	36	11%	6	15%	101	30%	8	21%	340	38
	(平成27年度)	223	59%	32	65%	154	41%	17	35%	52	14%	7	15%	102	27%	10	20%	377	48
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成26年度)	57	71%	7	81%	23	29%	2	19%	4	5%	1	7%	19	24%	1	12%	80	8
	(平成27年度)	51	69%	3	69%	23	31%	2	31%	3	4%	0	9%	20	27%	1	23%	74	5
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成26年度)	1,832	62%	460	63%	1,110	38%	273	37%	502	17%	172	23%	608	21%	101	14%	2,942	733
	(平成27年度)	1,912	66%	303	66%	1,007	34%	154	34%	409	14%	73	16%	598	20%	81	18%	2,919	457
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
金融庁	(平成26年度)	107	54%	10	53%	91	46%	9	47%	45	23%	5	28%	46	23%	4	19%	198	19
	(平成27年度)	113	55%	19	64%	93	45%	11	36%	43	21%	5	18%	50	24%	5	18%	206	30
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成26年度)	54	56%	4	23%	43	44%	13	77%	5	5%	1	3%	38	39%	13	73%	97	17
	(平成27年度)	51	57%	5	29%	38	43%	12	71%	7	8%	1	5%	31	35%	11	66%	89	16
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成26年度)	32	12%	6	7%	246	88%	85	93%	97	35%	14	15%	149	54%	71	78%	278	92
	(平成27年度)	30	9%	9	9%	296	91%	96	91%	99	30%	10	9%	197	60%	86	82%	326	105
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成26年度)	819	47%	521	61%	937	53%	327	39%	778	44%	280	33%	159	9%	47	6%	1,756	848
	(平成27年度)	933	53%	503	66%	816	47%	259	34%	647	37%	189	25%	169	10%	70	9%	1,749	762
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成26年度)	5,157	79%	1,064	73%	1,331	21%	397	27%	190	3%	210	14%	1,141	18%	187	13%	6,488	1,461
	(平成27年度)	5,321	80%	829	76%	1,322	20%	262	24%	168	3%	76	7%	1,154	17%	186	17%	6,643	1,091
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成26年度)	432	36%	61	14%	773	64%	377	86%	244	20%	115	26%	529	44%	262	60%	1,205	438
	(平成27年度)	483	36%	52	9%	843	64%	546	91%	284	21%	229	38%	559	42%	317	53%	1,326	598
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成26年度)	4,108	61%	1,277	53%	2,603	39%	1,128	47%	1,735	26%	732	30%	868	13%	395	16%	6,711	2,405
	(平成27年度)	4,059	62%	1,137	56%	2,533	38%	894	44%	1,742	26%	380	19%	791	12%	514	25%	6,592	2,031
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(平成26年度)	503	15%	167	13%	2,917	85%	1,119	87%	2,457	72%	616	48%	460	13%	503	39%	3,420	1,286
	(平成27年度)	472	13%	138	14%	3,083	87%	869	86%	2,620	74%	443	44%	463	13%	425	42%	3,555	1,007
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成26年度)	3,950	55%	720	32%	3,278	45%	1,522	68%	964	13%	323	14%	2,314	32%	1,200	54%	7,228	2,242
	(平成27年度)	4,268	58%	935	37%	3,076	42%	1,576	63%	767	10%	461	18%	2,309	31%	1,115	44%	7,344	2,511
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成26年度)	10,729	82%	5,926	87%	2,287	18%	886	13%	1,089	8%	288	4%	1,198	9%	598	9%	13,016	6,812
	(平成27年度)	10,139	83%	5,686	93%	2,140	17%	401	7%	1,124	9%	280	5%	1,016	8%	122	2%	12,279	6,088
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成26年度)	1,252	49%	748	33%	1,292	51%	1,489	67%	747	29%	784	35%	545	21%	704	31%	2,544	2,237
	(平成27年度)	1,193	53%	744	39%	1,076	47%	1,153	61%	520	23%	563	30%	556	25%	589	31%	2,269	1,897
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成26年度)	34,304	77%	27,954	91%	10,525	23%	2,872	9%	5,669	13%	1,563	5%	4,856	11%	1,310	4%	44,829	30,826
	(平成27年度)	32,354	75%	23,026	88%	10,771	25%	3,047	12%	5,601	13%	1,665	6%	5,170	12%	1,382	5%	43,125	26,073
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787

府省庁名		競争契約				随意契約								合計					
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
															件数	金額	件数	金額	件数
環境省	(平成26年度)	1,842	55%	2,591	78%	1,536	45%	734	22%	726	21%	431	13%	810	24%	303	9%	3,378	3,326
	(平成27年度)	1,854	59%	2,330	59%	1,300	41%	1,649	41%	403	13%	238	6%	897	28%	1,412	35%	3,154	3,980
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成26年度)	23,694	51%	6,451	23%	22,337	49%	21,310	77%	14,800	32%	10,893	39%	7,537	16%	10,417	38%	46,031	27,761
	(平成27年度)	16,549	43%	5,888	19%	21,790	57%	24,493	81%	13,957	36%	7,943	26%	7,833	20%	16,550	54%	38,339	30,381
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成26年度)	1,630	59%	307	64%	1,121	41%	171	36%	221	8%	50	10%	900	33%	121	25%	2,751	478
	(平成27年度)	1,665	61%	296	68%	1,073	39%	140	32%	184	7%	18	4%	889	32%	121	28%	2,738	436
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成26年度)	92,277	63%	49,334	60%	53,477	37%	33,445	40%	30,517	21%	16,629	20%	22,960	16%	16,816	20%	145,754	82,780
	(平成27年度)	83,183	61%	43,045	54%	52,349	39%	36,483	46%	28,878	21%	12,808	16%	23,471	17%	23,675	30%	135,532	79,528
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、個人情報保護委員会、会計検査院、国会事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況の全体像

(単位：件、億円)

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合 (A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合 (C/D)		競争契約に占める一者応札割合 ((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合 ((A+C)/E)		全契約 (E)			
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		件数	金額	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額										
内閣官房等	(平成26年度)	443	217	895	768	1,338	986	33%	22%	42	12	192	38	234	50	18%	24%	31%	22%	20%	13%	2,462	1,752	
	(平成27年度)	488	395	818	661	1,306	1,057	37%	37%	41	11	166	42	207	53	20%	20%	35%	37%	22%	20%	2,428	2,012	
宮内庁	(平成26年度)	24	5	110	10	134	15	18%	33%	0	0	69	9	69	9	0%	0%	12%	20%	7%	13%	340	38	
	(平成27年度)	35	3	109	13	144	16	24%	19%	0	0	79	15	79	15	0%	0%	16%	10%	9%	6%	377	48	
公正取引委員会	(平成26年度)	7	0	50	6	57	7	12%	6%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	12%	6%	9%	5%	80	8	
	(平成27年度)	3	0	48	3	51	3	6%	4%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	6%	4%	4%	3%	74	5	
警察庁	(平成26年度)	441	169	1,258	255	1,699	424	26%	40%	1	0	132	36	133	36	1%	0%	24%	37%	15%	23%	2,942	733	
	(平成27年度)	449	71	1,344	208	1,793	278	25%	25%	1	1	118	24	119	25	1%	3%	24%	24%	15%	16%	2,919	457	
金融庁	(平成26年度)	30	5	77	6	107	10	28%	46%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	28%	46%	15%	25%	198	19	
	(平成27年度)	41	13	72	6	113	19	36%	67%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	67%	20%	43%	206	30	
消費者庁	(平成26年度)	14	1	40	3	54	4	26%	27%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	27%	14%	6%	97	17	
	(平成27年度)	12	2	39	2	51	5	24%	48%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	48%	13%	14%	89	16	
復興庁	(平成26年度)	11	3	21	3	32	6	34%	50%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	34%	50%	4%	4%	278	92	
	(平成27年度)	11	5	19	4	30	9	37%	59%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	37%	59%	3%	5%	326	105	
総務省	(平成26年度)	251	302	568	218	819	521	31%	58%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	58%	14%	36%	1,756	848	
	(平成27年度)	340	226	593	277	933	503	36%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	45%	19%	30%	1,749	762	
法務省	(平成26年度)	835	359	4,309	687	5,144	1,047	16%	34%	0	0	13	17	13	17	0%	0%	16%	34%	13%	25%	6,488	1,461	
	(平成27年度)	827	438	4,488	380	5,315	819	16%	54%	0	0	6	10	6	10	0%	0%	16%	53%	12%	40%	6,643	1,091	
外務省	(平成26年度)	78	26	326	34	404	59	19%	43%	0	0	28	1	28	1	0%	0%	18%	42%	6%	6%	1,205	438	
	(平成27年度)	230	22	213	28	443	51	52%	44%	0	0	40	1	40	1	0%	0%	48%	43%	17%	4%	1,326	598	
財務省	(平成26年度)	811	695	3,297	582	4,108	1,277	20%	54%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	54%	12%	29%	6,711	2,405	
	(平成27年度)	776	718	3,283	420	4,059	1,137	19%	63%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	19%	63%	12%	35%	6,592	2,031	
文部科学省	(平成26年度)	197	63	306	104	503	167	39%	38%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	38%	6%	5%	3,420	1,286	
	(平成27年度)	194	55	278	83	472	138	41%	40%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	41%	40%	5%	5%	3,555	1,007	
厚生労働省	(平成26年度)	1,062	321	2,888	399	3,950	720	27%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	27%	45%	15%	14%	7,228	2,242	
	(平成27年度)	1,298	465	2,970	470	4,268	935	30%	50%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	30%	50%	18%	19%	7,344	2,511	
農林水産省	(平成26年度)	2,679	646	6,865	2,828	9,544	3,475	28%	19%	0	0	1,185	2,452	1,185	2,452	0%	0%	25%	11%	21%	9%	13,016	6,812	
	(平成27年度)	2,513	527	6,600	2,876	9,113	3,404	28%	15%	0	0	1,026	2,283	1,026	2,283	0%	0%	25%	9%	20%	9%	12,279	6,088	
経済産業省	(平成26年度)	456	503	796	245	1,252	748	36%	67%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	67%	18%	22%	2,544	2,237	
	(平成27年度)	431	488	762	256	1,193	744	36%	66%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	66%	19%	26%	2,269	1,897	
国土交通省	(平成26年度)	9,976	5,257	16,496	20,962	26,472	26,219	38%	20%	257	86	7,575	1,650	7,832	1,735	3%	5%	30%	19%	23%	17%	44,829	30,826	
	(平成27年度)	9,374	4,710	15,895	16,766	25,269	21,476	37%	22%	363	109	6,722	1,440	7,085	1,549	5%	7%	30%	21%	23%	18%	43,125	26,073	
環境省	(平成26年度)	985	1,964	789	617	1,774	2,582	56%	76%	33	6	35	4	68	10	49%	57%	55%	76%	30%	59%	3,378	3,326	
	(平成27年度)	1,023	1,568	788	758	1,811	2,326	56%	67%	21	3	22	2	43	4	49%	56%	56%	67%	33%	39%	3,154	3,980	
防衛省	(平成26年度)	5,926	1,543	17,023	4,396	22,949	5,939	26%	26%	11	1	734	511	745	512	1%	0%	25%	24%	13%	6%	46,031	27,761	
	(平成27年度)	4,226	1,533	11,736	3,845	15,962	5,378	26%	28%	7	2	580	508	587	510	1%	0%	26%	26%	11%	5%	38,339	30,381	
その他 (注2)	(平成26年度)	411	84	1,198	219	1,609	303	26%	28%	0	0	21	4	21	4	0%	0%	25%	27%	15%	18%	2,751	478	
	(平成27年度)	382	99	1,261	194	1,643	293	23%	34%	0	0	22	3	22	3	0%	0%	23%	34%	14%	23%	2,738	436	
合計	(平成26年度)	24,637	12,164	57,312	32,343	81,949	44,508	30%	27%	344	104	9,984	4,722	10,328	4,827	3%	2%	27%	25%	17%	15%	145,754	82,780	
	(平成27年度)	22,653	11,341	51,316	27,251	73,969	38,591	31%	29%	433	125	8,781	4,328	9,214	4,453	5%	3%	28%	27%	17%	14%	135,532	79,528	

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、個人情報保護委員会、会計検査院、国会事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示・引継	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。 ・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮したうえで可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに緩和する。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。 ・情報システムに関しては、「(政府情報システムの整備及び管理に関する)標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな業者が新規参入可能なのか調査する。 ・国内に受注能力を有する事業者がいないと想定される場合には、外国企業の参入の可能性を調査する。
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの価格交渉に際しては、企業へ工数逡減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

平成28年度における一者応札改善の個別事例

1-1 工事

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
1	警察庁	新規参入業者の調査	空港警備隊西浴場棟ほか改修工事	空港警備隊の西浴場棟の内装の改修等を行うもの	調達情報が発注官庁のホームページに掲載されていることを知らない業者がいたことを踏まえ、 <u>新規業者に同ホームページに工事の入札情報が掲載されている旨の周知を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は4者となった。
2	国土交通省	参加者要件の見直し	宍道湖外維持工事	出雲河川事務所管内の宍道湖における維持工事	工事内容に緊急時対応が含まれており、地域要件として工事区域内の市町に建設業法の許可を有する本店が所在することを求めていた結果、参加業者が限られていたことを踏まえ、より幅広く業者の参加が可能となるよう、 <u>地域要件を緩和した。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
3	国土交通省	発注単位(内容)の見直し	平成27年度高知・佐川管内道路照明維持工事	道路照明の維持、修繕、附属物の復旧を行うもの	道路照明の維持工事の性質上、年中人員が拘束されること等から、事業者において工事利益が得られないと判断されたものと想定されたことを踏まえ、 <u>従来2件で発注されていた同様の維持工事を1つにまとめて発注を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
4	環境省	調達スケジュールの調整	平成27年度外来植物防除シート撤去工事	外来植物であるスパルティナを防草シートで被覆して枯死させる物理的防除の実規模試験を平成25年度より実施し、防除が完了したため、防除が終了したシートを順次撤去する工事	従前12月～3月とされていた工期が事業者にとって条件の悪い時期であったと考えられることを踏まえ、 <u>工期を変更し、11月末までに工事が完了するよう発注を前倒した。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。

1-2 システム

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
1	総務省	新規参入業者の調査	平成27年度の電波の利用状況調査の実行及び平成28年度電波の利用状況調査の準備にかかる支援作業の請負	調査データの回収・集計・評価業務の詳細設計等を行い、総合通信局及び沖繩総合通信事務所が、総合無線局監視システム及び電波監視用機器を活用し、調査業務を円滑に実施できることを目的とする。	会計課から調達部局に対して、 <u>見積書取得事業者に対して入札関連情報の周知を徹底</u> するよう指導した。 結果、平成28年度調達における応札者数は3者となった。

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
2	法務省	発注単位(内容)の見直し	登記情報システム保守用機器等の賃貸借 一式	登記情報システムの更改のための設計・開発作業を行うための機器等の賃貸借	前回の調達においては、幅広い業務に対応することを求めるものであったところ、今回の調達においては、データベース環境について、新規参入業者においても参入が容易となるよう機器構成を見直した上で、経費及び要員の確保に係る負担を減らすべく、データベース環境の機器とそれ以外の機器に発注単位を分割した。 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
3	法務省	・調達スケジュールの調整 ・業務内容の開示	登記情報システムの運用支援業務 一式	登記情報システムを安定稼働させるための運用支援業務	新たに参入しようとする業者は、運用等業務に必要となる経費及び要員の確保を含めて検討を行い、応札するか否かを判断するものと推測されたことを踏まえ、以下のとおり対応した。 ○ 平成29年4月から業務を開始する運用支援業務については、 <u>現行業者から落札業者への引継期間を十分に確保するため</u> 、平成28年度をゼロ国債とする3年国債を設定し、平成28年11月に契約することができる調達日程とした。 ○ また、 <u>関係する他業者との責任分界を調達仕様書上で明確にするとともに、作業マニュアルの内容をより分かり易くした上で閲覧資料に加える等</u> 、新規業者が提案前に運用支援作業の実態をより具体的にイメージすることができる環境を整えた。 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
4	厚生労働省	参加者要件の見直し	平成27年度レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの社会医療診療行為別統計に係る改修業務	レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(NDB)の統計システムを改修し、所要の集計業務を実施	「NDBの支援業務等を受注した事業者」の入札を制限しており、「大規模データに関する分析評価システムの設計構築業務の従事経験者を配置すること」を応札の条件としていたことが一者応札の原因となっていたとの分析を踏まえ、これらを削除し、要件の緩和を行った。 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
5	国土交通省	参加者要件の見直し	北海道開発局行政情報システム運用管理支援業務	北海道開発局が運用する各システムに対し、専門知識を有するシステム管理技術者を配置し、円滑な運用管理とそれに伴う支援	競争参加資格の条件を満たす者が少数であったと推測されたため、 <u>履行実績として求めていた同等の実績をサーバ台数80台以上の構築環境における履行実績から40台以上の履行実績に緩和した</u> 。 結果、平成28年度調達における応札者数は3者となった。
6	環境省	調達スケジュールの調整	平成27年度「平成28年度環境保全経費」等集計解析業務	関係各府省における環境保全経費等に係るデータを概算要求段階及び政府予算案決定段階において取りまとめるため、予算の入力等システムを作成するとともに、迅速かつ効率的に集計・解析を実施するもの	契約後、比較的早期に提出する成果物があるため、対応可能な応札者が限定されたことなどが原因と考えられたため、 <u>昨年度業務より公告日を早め、履行期間を20日ほど延長した</u> 。 結果、平成28年度調達における応札者数は4者となった。

1-3 調査

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		
			契約名	契約の内容	
1	内閣府	発注単位(内容)の見直し	防災スペシャリスト養成研修の実施に関する調査 検討・企画運営業務	「危機事態に的確・迅速に対処できる人」、「国・地方のネットワークを形成する人」の育成を図る事を目的とした研修の実施に関する調査 検討・企画運営	幅広い業務が包括されており、受注可能な業者が限定されると考えられたため、「 <u>調査・企画運営</u> 」及び「 <u>調査検討</u> 」の2業務に発注単位を分割した。 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
2	消費者庁	新規参入業者の調査	平成27年度消費者意識基本調査	消費者の日常の消費生活における意識や行動、消費者事故・トラブルの経験等を調査・分析するもの	平成26年度調達において複数者からの応札があったことを踏まえ、 <u>過去に応札したことがある事業者に対して入札関連情報の周知を実施した。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は3者となった。
3	厚生労働省	調達スケジュールの調整	今後の雇用政策の実施に向けた現状分析に関する調査研究事業	労働力需給のミスマッチの解消、業績の向上のための課題の調査	事業の遂行に必要な調査期間が十分確保できていなかったことが一者応札の原因であると考えられたため、 <u>契約締結を7月から4月に前倒しすることで、必要な準備期間を確保した。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
4	経済産業省	発注単位(内容)の見直し	平成27年度石油精製環境分析・情報提供事業	・欧州、米国及び東アジア(中国、韓国)、その他アジア・環太平洋諸国(20ヶ国程度)における石油精製業に関する技術動向等について、現地企業や団体、研究機関、政府への面会によるヒアリングや電話等を通じて情報収集を実施 ・上記で得られた情報を踏まえ、①我が国の石油政策や石油精製業に影響が大きな課題、②製油所における機器の閉塞・腐食対策、③製油所の多様な運転・保存データを活用した運転・安全管理技術について分析・研究を実施	事業内容が多岐にわたり新規参入が難しいと考えられたことから、以下3点について検討を行い、 <u>事業を2つに分割した。</u> ①一者応札が続いており、その原因として、業務内容が多岐に及ぶ広範囲なものとなっているために全てを一括して受注し実施できる事業者が限定されている事業なのではないか。 ②一体として実施することによる事業成果や事業費の削減(効率性)に与える影響がそれほど大きくない事業であるか。 ③分割後の事業規模が一定程度あるか。 結果、平成28年度調達において、分割した2事業に対し2者ずつの応札があった。
5	国土交通省	参加者要件の見直し	農地及び基幹水利施設に係る整備状況調査	整備状況図の作成・更新とデータベースの更新	競争参加資格として履行実績の他に管理技術者の資格要件(技術士、RCCM等)を求めていたが、競争参加資格の条件を満たす者が少数であったと推測されたことを踏まえ、 <u>役務内容を再度精査した結果、管理技術者の資格要件は求めないこととした。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は4者となった。

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		
			契約名	契約の内容	
6	環境省 (原子力規制庁)	発注単位(内容)の見直し	平成27年度原子力施設等防災対策等委託費(放射線監視結果収集調査)事業	47都道府県の広範囲な地域において環境放射能水準調査を実施し、その測定結果と原子力関係施設の周辺地域の測定結果を比較検討することにより、放射能の影響の正確な評価に資する。その中で当業務においては、専門機関が調査結果を収集し、データベースによる管理を実施するもの	収集した放射線監視結果データを評価する際に放射線に関する複数の専門性を要するため、応札者が限定されたこと等が一者応札の原因として考えられたため、平成27年度まで1事業で実施していたものを業務内容に応じ2分割することで、専門性を要する業務を分散させ、かつ1事業あたりの業務量・業務範囲の縮小を図り、新規参入を促した。結果、平成28年度調達における応札者数は2者及び3者となった。

1-4 その他物品・役務

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
1	公正取引委員会	調達スケジュールの調整	審査局用HDD、HDD収納ケース及びUSBメモリの調達(単価契約)	公正取引委員会で、独占禁止法違反行為の調査のために用いるHDDやUSB等を調達するもの	入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取した結果、納期が短いため参加を見送ったとの意見があったほか、外部有識者から納期の延長を検討すべきとの意見があった。これらを踏まえ、本件物品の納期を2週間から1か月に延長した。結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
2	警察庁	発注単位(内容)の見直し	住宅地図データ外7点	警察庁で使用している地図表示用端末にインストールして使用するものであり、最新版のライセンスに更新するもの	地図データを使用するために、データ更新用媒体の調達を含めて契約していたが、データ更新用媒体については当初の納入業者に価格面で優位性が働いていたとの分析結果を踏まえ、当初の納入業者に優位性が働いていたデータ更新用媒体の調達を別契約としたとともに、より競争性を高める為に調達区分の見直しを行い、分割契約とした。結果、平成28年度調達における応札者数は、分割した事業ごとに2者～4者となった。
3	復興庁	調達スケジュールの調整	平成27年度復興庁本庁の電話対応業務	復興庁本庁代表電話に対する問い合わせへの対応及び本庁関係各班への電話取次ぎ等を行う。	入札不参加者に対するヒアリングの結果、本件に係る調達スケジュールでは履行体制を確保することが困難であるため入札を見送ったとの意見があったことから、平成28年度調達においては、 <u>公告時期を早期化し、準備期間を長めに確保することにより</u> 、新規参入者に配慮した入札手続とした。その結果、応札者数は2者となった。
4	総務省	新規参入業者の調査	平成27年度東北総合通信局健康診断の実施	職員の健康診断	官署から2km圏内で健康診断を実施する事業所が無いことを踏まえ、仕様条件を満たす健康診断施設の新設等に関し、インターネットや他官署から情報収集に努め、対象業者が見つかった場合は積極的に入札関連情報の周知を行った。結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
5	法務省	新規参入業者の調査	昇降機保守点検業務委託契約	高松法務合同庁舎に設置されている昇降機5台の保守点検を行うもの	参考見積書を依頼した業者にアンケートを行った結果、自社の製品しか保守点検はできないため他社昇降機に係る入札参加はできないとの回答が得られたことから、自社で昇降機を製作し保守点検を行っているメーカーだけではなく、 <u>保守点検業務に特化した独立系業者に入札関連情報の周知を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
6	外務省	・参加者要件の見直し ・新規参入業者の調査	「予算執行管理システム(SEABIS)及び電子調達システムの操作研修、ヘルプデスク等」業務委嘱	外務省内における府省共通システム等の導入に際して、省内からの問い合わせなどに対応するためのサポートデスクを開設するもの	本件業務は、仕様の見直しにより受注可能な業者があると考えられたため、 <u>サポートデスクの業務内容を見直し、業務のマニュアル化、標準化を進めて仕様を見直した。</u> また、事業者への周知が不足していたと考えられたため、新規参入が可能と思われる業者に入札関連情報の周知を行った。 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
7	財務省	・提出書類の簡略化	印刷物等の運送契約	印刷物の国税局等への管理換に係る運送業務を外部委託したもの	入札参加を辞退した業者から、辞退理由を聴取したところ、入札参加時に提出する書類の作成が、応札期間や作成コストの問題から、困難である旨申し出があったため、 <u>提出書類の簡略化や提出時期の見直しを行うことにより、業者の入札時の負担を軽減し、一者応札の改善を図った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。
8	文部科学省	調達スケジュールの調整	平成27年度世界ドーピング防止機構(WADA)常任理事会等に係る同時通訳業務一式	世界ドーピング防止機構(WADA)常任理事会等において通訳者を同席させ、同時通訳させるもの	入札説明会に参加したが応札しなかった者にアンケートを行った結果、同時期に他の同時通訳案件の入札があり、そちらを優先して応札することとしたため、本件については応札を見送ったとの意見があった。そこで、 <u>広く競争の機会を与えるため、入札公告を前年度より前倒しするよう調整を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は3者となった。
9	厚生労働省	・参加者要件の見直し ・新規参入業者の調査	平成27年度人事・給与関係業務情報システム移行に係る行程管理支援業務	都道府県労働局の人事・給与システムの移行等行程管理支援	応札条件に「本調達と同等程度の実績」を求めていたことが一者応札の原因であったと考えられたため、当該条件を削除し要件を緩和した。 また、前回入札説明会に参加した者を中心に <u>入札関連情報の周知を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は3者となった。
10	経済産業省	・参加者要件の見直し ・調達スケジュールの調整	特許庁広報誌「とっきよ」・メールマガジンの制作及び情報発信業務一式	・特許庁広報誌「とっきよ」及び特許庁メールマガジンの企画及び制作 ・Androidアプリの制作及び配信	Androidアプリの製作と配信が仕様に入っていることにより既にアプリを開発し配信している現業者に有利である、という意見があったことを踏まえ、 <u>Androidアプリの制作及び配信という条件を仕様から削除した。</u> また、公告開始時期の前倒し、 <u>公告期間の長期化を行った。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は4者となった。

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
			契約名	契約の内容	
11	国土交通省	発注単位(内容)の見直し	国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務	建物・設備等保全業務、警備業務及び清掃業務	従前、異なる種類の業務が包括されており事業規模が大きく、実施体制が整えられないことが、参入障壁になったと想定されたことから、 <u>発注単位を業種ごと(「建物・設備等保全業務」、「警備業務」及び「清掃業務」)に分割することにより、同種業者間での競争性を高めた。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は、分割した事業ごとに2者～4者となった。
12	環境省	調達スケジュールの調整	平成27年度市町村等による廃棄物処理施設整備の適正化推進業務	廃棄物処理法の規程等に基づいて、国土の強靱化及び大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できる持続可能な廃棄物処理システムを検討することを目的とするもの	入札説明会に参加したが応札しなかった者にアンケートを行った結果、企画書・提案書を期限まで作成するのが困難と判断した、といった意見があったことを踏まえ、 <u>提案書の提出期間を長め(6日間の延長)に設定した。</u> 結果、平成28年度調達における応札者数は2者となった。

平成28年度における電力調達改善の個別事例

No	省庁名	取組の類型	平成27年度の契約の概要		平成28年度の調達改善に向けて実施した具体的な取組	平成28年度電力調達における具体的な改善結果	
			契約名	電圧区分			
1	警察庁	新規参入業者の調査	栃木県警察学校庁舎電力需給契約	高圧	一般競争入札(一者応札)	本件については、従前から対象業者への声掛けによる応札業者の拡大に努めてきたところであるが、平成28年度においては、 ①別契約(県費)において入札に参加した業者 ②県警ホームページや官報を見て問い合わせのあった業者 ③当該への出入り業者であって入札資格を持つ業者など、平成27年度より2者多い6者に対して積極的な入札関連情報の周知を行った。	・従前一者応札となっていたが、平成28年度は2者が応札した。 ・単価ベースで、ピーク時間10.3%、夏季昼間時間12.2%、その他季節間時間10.9%、夜間時間3.6%の削減が実現した。
2	総務省	調達スケジュールの調整	仙台第2合同庁舎で使用する電気	高圧	一般競争入札	比較的長期の公告期間を確保し、競争性の確保に配慮した。	・平成27年度は、3者の応札であったが、平成28年度は4者の応札があった。 ・基本料金の単価ベースで0.5%の削減が実現した。
3	法務省	新規参入業者の調査	天理分庁舎で使用する電力	高圧	一般競争入札(一者応札)	天理分庁舎(登記情報保全センター)は、電力使用量が極端に大きいため、全庁分の電力を一括調達とすると、電力を安定供給できないことから、従前から、同庁舎と本局ほか5庁とを切り分けて、電力調達を実施していた。(同庁舎の電力調達は、大きな電力使用量に対応できる電気事業者が少なく、一般電気事業者(関西電力株式会社)の一者応札が続いていた。)他の電力事業者へ継続的な入札関連情報の周知を行った結果、各電力事業者の企業努力もあり、電力使用量の大きな施設でも電力を安定供給できるようになったことから、平成28年度は新たな電力事業者が応札し、複数者応札となった結果、契約額が削減された。	・平成27年度は一者応札となっていたが、平成28年度は4者が応札した。 ・単価ベースで11%の削減が実現した。
4	財務省	新規参入業者の調査	大阪税関桜島出張所で使用する電気の需給	低圧	随意契約	電力小売全面自由化に伴い、複数の事業者に対し価格調査を実施した。	・複数の事業者に対し価格調査を実施した結果、基本料金単価及び使用量単価が、従来より減額できる事業者を確認。長期継続契約から少額随意契約(見積合わせ)へ移行した。 ・単価ベースで5%の削減が実現した。
5	厚生労働省	・新規参入業者の調査 ・調達スケジュールの調整	静岡労働局 中西部地域庁舎で使用する電気の調達	高圧	一般競争入札(一者応札)	平成27年度辞退した業者すべてに早くから入札関連情報の提供を実施するとともに、前年度より公示日を早めて公告期間を延長した。 また、平成27年度入札時に辞退した業者のうち1者は、当該年度の別の契約「静岡労働局 東部地域庁舎で使用する電気の調達」を落札していることから、平成28年度においては中西部地域庁舎の電気の調達についても、併せて入札を検討してもらうよう入札関連情報の周知を実施した。	・平成27年度は一者応札となっていたが、平成28年度は2者が応札した。 ・夏季電力量単価1kWh当たり10.74%の削減、その他季電力量単価1kWh当たり11.53%の削減があった。
6	農林水産省	発注単位(内容)の見直し	中国四国農政局管内で使用する電気の調達	高圧	随意契約	中国四国農政局管内においては、従前、小規模の電力需要をそれぞれの官署が発注し調達していたが、平成28年度は、一定規模の電力需要を実現するために、近隣の6官署の需要をまとめ、一括調達を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替えたところ、4者が応札した。 ・単価ベースで9%の削減が実現した。
7	国土交通省	調達スケジュールの調整	高松港湾合同庁舎で使用する電気の調達	高圧	一般競争入札(一者応札)	平成27年度契約から、入札公告日及び開札日を従来よりも1か月程度早め、新規事業者が落札した場合でも十分な準備期間を取れるようにした。	・従前一者応札となっていたが、平成28年度は、2者が応札した。 ・電力量料金単価(通常期及び夏期)10%削減となった。
8	防衛省	調達スケジュールの調整	防衛大学校で使用する電気(本校)	高圧	一般競争入札	平成27年度より、4月1日の契約の履行開始日に先立って、前年度12月上旬公告→約50日公告期間確保→1月下旬入札というスケジュールで電気事業者の準備期間を確保している。	平成27年度については3者の応札であったが、平成28年度については5者の応札があった。

各府省庁における調達改善の主な取組

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等※】</p> <p>○ 受注資格要件の緩和等の実施により、平成 27 年度一者応札案件（28 年度も継続のもの）121 件のうち、41 件が複数者応札に改善した（改善率 33.9%）。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 発注予定情報のHP公表、公告期間の十分な確保等により、6 件について一者応札が改善され、比較可能な案件について集計したところ、約 80 万円の削減が図られた。</p> <p>○ 入札の公告後、入札資料の受領者が少ない場合には、他省庁の類似案件を調査し、積極的に当庁から事業者へ案内を行い、平成 28 年度においては案内した 6 件のうち 1 件が、複数者による入札資料受領につながった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 契約監視委員会において、年度末繁忙期の入札が一者応札の原因との指摘を踏まえ、前倒しして入札を実施した結果、平成 27 年度に一者応札となった 2 件について、複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 公告期間延伸、仕様書の見直し、声かけ等の取組の結果、本庁で 7 案件、地方で複数案件の一者応札が解消したほか、多くの案件で応札者の増加が見られた。また、比較可能な 7 案件で実績額と比較し、約 880 万円の削減が見られた。</p> <p>○ 入札不参加業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては 753 件のアンケートを回収し、一者応札等の改善に活用した。地方においては、アンケート調査の実施部局数を拡大した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続している案件については、特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられることから公募への移行を検討した。公募へ移行した際には価格交渉を実施し、平成 28 年度においては約 2,200 万円のコスト削減が図られた。</p> <p>○ 一者応札・一者応募となった案件 41 件について、入札不参加者に対して不参加理由の聞き取り調査を実施し、改善点を把握した。</p> <p>○ 平成 29 年 3 月よりメールマガジンによる入札情報の発信を開始した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 前年度に引き続き、複数者への入札参加への呼び掛け、仕様書の見直し、十分な準備期間等の確保、事業者向けのアンケート調査等の取組を行った。</p> <p>○ 適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を 30 件（前年度 6 件）実施し、複数者から見積書を徴収した。</p>

※ 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下別添 7 において同じ。

【復興庁】

- 入札説明会に参加した事業者等のうち入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行い、一者応札となった原因等を調査した結果、事業者において履行体制を準備する期間が必要との意見があったことから、公告日及び開札日を早める対策を行い、事業開始までの期間を確保した。また、仕様書において事業者に求める要件が、過大にならないよう見直しを行った。

【総務省】

- 一般競争入札の実施に当たっては公告期間の 20 日間以上の確保に努めた（全体の 66.8%、過去 3 年間の平均割合 65.9%）。
- 早期の契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。また、年間の調達計画について、年度当初にホームページで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図った。
- 平成 28 年 10 月から電子での契約を原則とする運用を開始した。

【法務省】

- 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実などの契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施した。取組の結果、127 件（本省 21 件、地方支分部局等 106 件）について一者応札が解消され、一者応札解消前の費用と比較が可能な本省における 3 件では約 80 万円、地方支分部局等における 41 件では約 5,418 万円の調達費用が削減された。

【外務省】

- 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象に、事業者へのヒアリング等により要因を分析するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札（応募）となった案件についても、同様の分析・改善を実施し、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。結果、平成 28 年度に契約した複数年にわたって連続して一者応札となっていた案件のうち 8 件、平成 27 年度に一者応札で受注していた案件のうち 1 件において、複数者応札となった。

【財務省】

- 一者応札について、公告期間や業務等準備期間の十分な確保、事業者等が入札情報を容易に閲覧できる環境の整備、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等の取組を行った。その結果、平成 27 年度の契約金額との比較可能な案件 2 件について、地方支分部局におけるコスト削減（約 353 万円）を図ることができた。
- 情報システムの調達については、新規参入事業者にとって不利にならないよう 24 件について、公告期間中に既存の設計書や作業報告書等を開示した。その結果、本省庁で 1 件、地方支分部局で 1 件が一者応札から複数者応札に改善した。

【文部科学省】

- 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には「一者応札・応募の改善チェックリスト」を必ず活用するとともに、結果として一者応札等となった場合にはアンケート又はヒアリング調査を実施し、競争性の確保に努めるようルール化した。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する1,000万円以上の競争入札案件及び500万円以上の随意契約案件（本省分726件、本省以外の部局分784件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が89件（本省分35件、本省以外の部局分57件）解消した（本省分削減効果2億8,400万円、本省以外の部局分削減効果2億7,400万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格250万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格100万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分1,556件、本省以外の部局分1,812件）から抽出された案件（本省分51件、本省以外の部局分45件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者49,141者に対し424件配信した。
- 情報システムの調達に当たり、積極的な情報提供を行った結果、前年度一者応札であった案件1件につき、複数の入札者があった（削減効果：1,700万円）。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件等1,800件（物品335件、役務1,091件、委託374件）について、応募要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局等を含む。）のうち、344件（本省67件、地方支分部局等277件）の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 調達情報のメールマガジンの配信（本省：18,470者登録、地方支分部局：16,579者登録）等により、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。
- 入札不参加業者へのアンケートを実施し970件（物品134件、役務542件、委託294件）について改善策を検討した。

【経済産業省】

- 「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づいて担当課室が作成したセルフチェックリストを全てデータベース化し、ベストプラクティス案件を28年7月に選定した上で、イントラネット等により共有を図った。

- 一者応札であった事業のうち、複数者応札になった事業について、どのような取組が有効であったかを分析し「一者応札改善事例のベストプラクティス集」を平成 28 年 4 月に改訂し、省内全職員向けの「会計課メールマガジン」と通じて、省内へ通知した。あわせて職員研修において、一者応札問題の改善策についての講義を実施し、有効な取組等について紹介した。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は 2 万 7,843 名、ツイッターのフォロワー数は 14 万 9,357 名（平成 29 年 5 月 22 日時点）となっている。

【国土交通省】

- 全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前検証を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの（高額案件（3 億円を超えるもの））は 52 件であり、これらについて、実施した競争環境改善策、原因分析結果、今後の課題等を詳細に記載した個票を作成し、ホームページ上に公開した。
- 会計監査実施計画において、重点監査事項に位置付け、複数年にわたり一者応札かつ未だに解消していない案件 216 件を監査し、一者応札となった原因究明をどのように行っているか、具体的な対応方法等について確認し、1 件については要因分析が不十分であるとして、今後対応するよう指摘した。
- 一者応札案件をカテゴリ毎に分け原因を分析し、物品等の調達や調査等の役務については、事業者側の経営判断等を原因とするものが比較的多い、システム関係については、業務内容の理解不足を原因とするものが比較的多い、施設・設備の維持管理については、参入参加者の不足を原因とするものが比較的多いといった傾向が確認された。

【環境省】

- 一者応札の改善について、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。
- 最低価格落札方式及び総合評価落札方式、企画競争方式について、競争参加の必須条件から「入札説明会への参加」を削除するよう関係規定の改正を行った。結果、本省では平成 27 年度に説明会を行った案件で、平成 28 年度は説明会を行わなかった案件が 132 件あった。うち平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が 15 件あり、平均で 20.2%落札率が低下した。
- 平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が本省では 32 件あり、一者応札が改善するとともに約 1 億 5,824 万円の削減が図られた。また地方支分部局等では 15 件あり、一者応札が改善するとともに約 1,887 万円の削減が図られた。原子力規制庁では、平成 27 年度に一者応札であった案件のうち、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が 21 件あり、約 10,380 万円の削減が図られた。

【防衛省】

- 内部部局においては、一者応札となった場合に、仕様書等を受領したが応札しなかった業者に対して個別にアンケートの提出を依頼し、一者応札の原因把握に努めており、さらに徴収したアンケートについては、調達要求元にも展開し、事後の調達要求における参考とする取組を実施している。
- 内部部局においては、「C I O 補佐官に関する役務」について、総合評価落札方式を実施したところ、応札者が 1 者から 3 者に増加し、契約金額についても、対前年度実績価格に対し約 1,500 万円（約 27.3%）の低減が図られた。

2. 電力調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 電力事業者に対する聞き取り結果を踏まえた仕様書の見直しの検討（本府）、新規参入小売電気事業者3者に対する聞き取りによる供給能力の確認（沖縄総合事務局）を実施した。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 電力調達の改善に係る取組については、入札参加資格の地域要件を広げることにより、競争性を高める。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 随意契約から一般競争入札へ移行した結果、山形県警察本部、山口県警察本部において複数者から応札があり、計約145万円の削減が見られた。</p> <p>○ 業者への声かけ、公告期間延伸を行った結果、栃木県警察本部、和歌山県警察本部において一者応札から複数者応札となった。</p> <p>○ 複数の庁舎（警察学校、機動隊等）の電力需要をまとめて入札を実施した結果、新潟県警察本部において一者応札から複数者応札となった。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 調達要求部局は、入札業者拡大のため、調達可能な電気事業者に対して声かけを積極的に行い、公告期間を20日以上とすることを徹底し、近隣庁舎との共同調達の検討を行った。その結果、応札者数は微減となったが、契約金額は8官署総額で前年度比約3,900万円の減額となった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 外務本省及び外務省研修所他について順次一般競争へ移行しており、複数者による応札により調達している。一般競争への移行が未完了となっている小規模庁舎については、平成29年度から一般競争への移行を実施予定。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 公告期間や業務等準備期間の十分な確保により、地方支分部局における2件について一者応札から複数者応札に改善できた。</p> <p>○ 平成28年4月からの電力小売全面自由化により、複数事業者による電力供給が可能となった庁舎等における29件（本省庁1件、地方支分部局28件）について、長期継続契約から一般競争入札又は見積り合わせに移行することができた。また、平成27年度と比較可能な7件で、約20万円のコスト削減となった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 一定の要件を満たした者について入札資格を付与する裾切り方式により一般競争契約を実施したことにより、競争性の向上が図られた。なお、一般競争入札に移行した年度の前年度と比較可能なものについては、約34万円（13.0%）の削減効果があった一方で、約49万円（26.1%）増加した案件があった。</p>

【厚生労働省】

- 大規模庁舎（特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎）に係る電力調達について、一者応札及び随意契約の改善を図った。その結果、9件の契約について、前年度1者応札であったものが今年度は2者以上の応札となった（削減効果▲125百万円）。また、7件の契約について、前年度は随意契約であったものが今年度は一般競争入札となった（削減効果▲35百万円）。
- 小規模庁舎（低圧の庁舎）に係る電力調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。

【農林水産省】

- 電力調達の改善について、地方支分部局等2官署において新たに一般競争入札または見積合わせに移行するとともに、3官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて調達したところ、改善のあった官署については、前年度と比較して約535万円の削減効果があった。

【国土交通省】

- 平成28年度においては、125件の電力調達について一般競争入札へ移行した（一般競争入札の全体：419件）。

【環境省】

- 入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けるなどして、競争性を高めた。

【防衛省】

- 海上自衛隊佐世保地方総監部においては、新たに低圧区分の電力調達5件において一般競争入札を実施したところ、過半の案件において、新規事業者2者が応札し、競争性の向上が図られた。

※ このほか、点検結果本文及び別添6に個別案件について記載している。なお、合同庁舎等に入居している府省庁の中には、電力の調達主体となっていない府省庁がある。

3. 随意契約の改善

【内閣官房等】

- 地方支分部局では13件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち5件について186万円の削減効果（当初提示額の3.7%）があった。
- 一部の少額随意契約を対象にホームページ上で案件を提示し、オープンカウンター方式を実施（67件）したところ、33件について5者以上（うち22件は10者以上）の見積書の提出があった。
- 特殊かつ専門性が高い随意契約案件（2件）について、価格交渉を行う際に民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、予算額に比べ約7億6,178万円の経費削減を図ることができた。

【宮内庁】

- 随意契約審査委員会において、過去に競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査した。なお引き続き平成28年度における宮内庁全体の随意契約に係る契約情報（国の行為を秘密にする必要のあるもの及びに少額なものを除く。）についてHPに掲載した。

【公正取引委員会】

- 他省庁におけるオープンカウンターの実施要領、実施事例等を収集し、オープンカウンターの実施方法、対象案件の検討を行い、平成28年12月に「公正取引委員会オープンカウンター実施要領」を定め、ホームページ等を通じて事業者に周知を行った後、平成29年3月にオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。

【警察庁】

- オープンカウンター方式を積極的に採用し、前年度よりも実施件数、実施部局を拡大した。その結果、新規業者の参入が認められ、競争性・公平性が高められたほか、一部の契約ではコストの削減効果等が認められた。
- 装備資機材等37件について価格交渉を実施し、業者の当初提示額と比較して約11億円の削減効果が見られた。

【金融庁】

- オープンカウンターコーナーにて7案件の見積依頼書を公開配布したことにより、約18万円削減した。

【消費者庁】

- 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討し、やむを得ないものに限定した。平成28年度では7回開催し、20件の審査を行うなど、競争性の確保に努めた。
- 入札等監視委員会において、安易な随意契約となっていないかの検証を行った。

【復興庁】

- 競争性のない随意契約について競争性のある契約方式に移行できないか検討を行った。なお、庁舎事務室の継続的な借上げなど、やむを得ないものを除き、競争性のない随意契約は行っていない。
- 少額随意契約について競争性を確保するため、消耗品の購入について、オープンカウンター方式を導入し、複数者からの見積りを得た。

【総務省】

- 随意契約又は公募の要件を満たしているかについて、官房会計課に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ公募又は随意契約を行った。
- 「A研修の企画運營業務請負」について、契約方式を見直し、企画競争から一般競争契約に移行し、契約額は前年度比約 160 万円の減額となった。

【法務省】

- 案件ごとに、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。
- 地方支分部局等では、競争性のある調達方式への移行の検討等により、32 件の調達を競争性のある調達方式へ移行した。移行前との費用比較が可能な 9 件では、計約 803 万円の調達費用が削減された。
- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件のうち、本省 32 件、地方支分部局等 287 件について一般競争入札を実施したほか、地方支分部局等において、オープンカウンター方式による見積合わせを 167 件実施した。これらの結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な地方支分部局等における 25 件では計約 539 万円の調達費用が削減された。

【外務省】

- 平成 26、27 両年度にわたり 1,000 万円以上で随意契約となっている案件の洗出しを行い、可能な案件については、競争入札に移行した。
- 情報システムの調達において、調達計画の企画、随意契約の相手方との事前の打合せへの C I O 補佐官、C I S O 補佐官の参加等を実施した。

【財務省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に限定列挙された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約を行うことができた。その結果、随意契約の割合は平成 18 年度と比べて件数ベースで 22 ポイント減少し、地方支分部局では、他者の参入が見込まれる 1 件について、より競争性のある契約方式へ移行した。
- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が 100 万円を超える案件及び予定価格が 100 万円以下の一部案件について、一般競争入札（126 件）又はオープンカウンター方式（1,214 件）を実施した。

- 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施した結果、業者から提出を受けた最低の見積価格から、本省庁においては約 22 万円（23 件）、地方支分部局においては約 1 万円（9 件）のコスト削減を図ることができた。

【文部科学省】

- 随意契約事前確認公募により、当該技術等を有している者がいないことが確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件を対象とした価格交渉の実施に向けて、具体的な実施方法を策定して各部局等に周知した。10 件の随意契約について価格交渉を実施したところ、契約予定者が当初提示した価格から約 1,274 万円（6.0%）の削減効果があった。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 726 件、本省以外の部局分 784 件）に対して指摘（本省分 392 件、本省以外の部局分 58 件）をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態に 117 件（本省分 17 件、本省以外の部局分 100 件）が移行し、6 億 2,700 万円（本省分 3 億 600 万円、本省以外の部局分 3 億 2,100 万円）の削減効果が生じた。
- 59 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成 27 年度随意契約案件（950 件）について、公共調達委員会、公共調達監視委員会の審査をするなど 5 項目について指導を行った。また、平成 27 年度一者応札等の案件（一者応札 595 件、一者応募 75 件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して 34 項目の指導を実施した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に 597 件（本省 285 件、地方 312 件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事前審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約（不落随意契約を含む。）を対象に、144 件（本省 25 件、地方 119 件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 少額随意契約が可能な案件のうち 969 件で一般競争入札を実施した。
- 契約の相手方が特定される一部の調達案件を対象に価格交渉を試行的に実施（4 件）し、うち 2 件において契約金額が約 70 万円低減できた。

【経済産業省】

- 本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁が平成 28 年度に締結した 1,000 件強の全ての随意契約（少額随意契約等を除く。）について、官房会計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図った。その結果、これまで随意契約であった 2 件が一般競争入札に移行した。
- 平成 27 年度事業から、競争性のない随意契約（緊急随意契約等を除く。）及び公募（入札可能性調査）を経て特定の者と締結された随意契約について、i）調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii）外部アドバイザーによる評価（一定金額以上のもの）、iii）価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施することとしており、208 件のセルフチェックリストが作成された。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、1,195 件実施し、平均 6.5 者／件の見積書の提出があり、法令上で最低限求められている見積書の聴取人数（2 者以上）を上回っており、競争性と公平性が確保された。
- 公募を実施した結果として特定の者と締結された随意契約については、平成 27 年度事業から「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」を実施しており、その結果約 2,000 万円削減した事業がある。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引による調達を平成 25 年 2 月から開始し、平成 28 年度には 40 件実施した。この 40 件については、参考見積の価格（従来方式）と比べて平均で 18%安く調達できている。今後の取組として、外局、地方支分部局に範囲を拡大する。

【国土交通省】

- 調達部局ごとに競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する取組を行い、理由等の区分を明確に整理し、その結果を公表した。
- 332 件の随意契約を無作為に抽出し内部監査を実施した（143 部局）。
- 本省・地方支分部局等合わせて 19 部局でオープンカウンター方式を導入した。結果として、6,360 件（17.2 億円）（うち、平成 28 年度より導入したものは 521 件（1.87 億円））の少額随意契約についてオープンカウンター方式が実施され、事務が効率化されるとともに、公正性及び競争性が向上した。

【環境省】

- 平成 27 年度に随意契約をしていた案件で、平成 28 年度に参加者確認公募を行った案件が本省で 2 件、原子力規制庁で 2 件あり、より随意契約手続上の透明性を確保した。
- 随意契約を予定していた 5 件について、契約委員会での審査により、一般競争（総合評価落札方式）に移行し、地方支分部局等及び原子力規制庁においても、随意契約（企画競争）から一般競争（総合評価落札方式）に移行する等により、約 1,740 万円の削減が図られた。

【防衛省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達については、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体（例えば、防衛装備庁における指名随契審査会）において、随意契約の理由とその内容を審査し、適切な契約方式の適用を確保している。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をホームページで常続的に公示した。
- 地方支分部局等 8 官署において、新たに、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 一括調達・共同調達の実施

【内閣官房等】

- 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き19件（17品目）の共同調達を幹事官庁として実施した。
- 消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施した。
- 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討した。

【宮内庁】

- 関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間で一括調達を実施しており、平成28年度はコピー用紙の一括調達により、個別調達と比べ年間約4万円の削減が図れた。

【公正取引委員会】

- 共同調達について、本局では、平成27年度までに実施した14品目のうち13品目について継続して実施するとともに、新たに有料ニュース番組の受信契約、非常用食品及び健康診断業務を加えた16品目の共同調達を開始した。この結果、有料ニュース番組の受信契約については、1か月当たり7,300円の調達金額の削減効果が認められた。
- 平成27年度と同様に地方出先機関7か所のうち5か所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施し、北海道事務所においては事務用品の対象品目数を増やした。また、地方出先機関は、各地区における共同調達勉強会に参加し、共同調達を実施していなかった近畿中国四国事務所において、平成29年度からコピー用紙の共同調達を実施することとなった。

【警察庁】

- 国土交通省、総務省等と共同調達を実施した。このうち、車両用燃料、事務用消耗品については、新たな官署を加え規模を拡大した。
- 平成28年度から雑貨の購入について一括調達を開始した。また、複写機用用紙についても新たな官署を加え規模を拡大した。
- 地方支分部局62部局（前年度49部局）において一括調達を実施したことにより、事務の効率化が図られたほか、一部では、削減効果が認められた。

【金融庁】

- 平成28年度においても、前年度と同様に継続して文部科学省、会計検査院等と共同調達を実施し、発注事務の省力化・効率化に努めた。
- 主要な消耗品については月単位で集約するなど、発注事務の省略化・効率化に努めた。

【消費者庁】

- 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）について、内閣府等と27件の共同調達を行った。

【復興庁】

- 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、32件について共同調達を実施した。

【総務省】

- 国土交通省、警察庁と共同で調達を実施し、調達の回数を減らすことで、事務効率化及び調達全般の低廉化を図った。
- 本省調達において、前年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った結果、例えば「災害用備蓄用品」のうち、五目ご飯について前年度比▲3,300円/箱、白飯について▲2,700円/箱の効果があつた。

【法務省】

- 前年度調達実績と単価を比較した結果、以下の削減効果が得られた。
 - ①【コピー用紙】（1箱当たり）

A4紙	84円（7.5%）削減	B4紙	141円（8.3%）削減
A3紙	101円（7.5%）削減	B5紙	68円（8.0%）削減
 - ②【衛生関係消耗品】（1個当たり）
トイレットペーパー1個当たり2円（4.5%）削減
 - ③【自動車燃料（ガソリン及び軽油）】（1L当たり）

ハイオク	10円（6.7%）削減	軽油	7円（5.7%）削減
レギュラー	10円（7.2%）削減		
- 会計機関が設置されている地方支分部局等321官署のうち、312官署において、他官署との共同調達を実施した。これにより、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。
- 業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。本省においては27種類のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均1.3万円（79.4%）削減された。

【外務省】

- 外交行囊[※]の発受業務について、従来、各在外公館において個別に契約していたものを本省における契約に統合することにより、在外公館における契約事務及び支払等の事務の軽減が図られた。

※ 外交行囊

外交使節団の通信のため、外部から識別し得る記号が付され、外交上の書類又は公の使用のための物品の輸送に用いられる包み

【財務省】

- 本省庁では「テント」、「洗濯用液体洗剤」及び「消臭スプレー」等の11品目について新たに一括調達等を実施した。
- 地方支分部局では「トイレットペーパー」及び「名札用ストラップ」等の64品目について新たに一括調達等を実施したことにより、平成27年度の契約金額との比較可能な案件1件について、約20万円のコスト削減を図ることができた。

- 北陸地区において、北陸財務局が主体となり、27年度の5府省6官署から、28年度は9府省24官署までネットワークを拡大し、11案件の共同調達を行った。また、幹事官署を27年度の4官署から28年度の10官署に割り振ることで、参加官署全体の業務効率化を図った（幹事官署を除く官署においては調達事務が不要となり、大幅に業務が効率化）。また、北陸以外の地区についても、財務局が近隣官署とのネットワークを構築し、共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を18回開催した。

【文部科学省】

- 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった10類型を実施した。
- 共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約931.2万円（8.8%）の削減効果があった。主なものは以下のとおりである。
 - ① コピー用紙（A3など4品目） 約623.9万円（14.9%）削減
 - ② 図書（政官要覧など4品目） 約248.1万円（18.9%）削減
 - ③ テープ起こし 約47.7万円（14.8%）削減

【厚生労働省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、前年度同様、8品目を対象とした。
- 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、6品目を対象とした。

【農林水産省】

- 平成28年度に調達する機会のなかった品目を除き、地方支分部局等6官署において従来実施していなかった13件を一括調達するとともに、7官署において参加官署を拡大して27件の一括調達を実施した。その結果、平成28年度契約における予定数量ベースで、前年度と比較して約2,507万円の削減効果があった。

【経済産業省】

- 本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品、紙類（コピー用紙除く）、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレトペーパー、災害備蓄用品、クリーニングについて、外務省、財務省（一部除く）、農林水産省と共同調達を引き続き実施した。なお、平成27年度からは、公用車向けガソリン、宅配便についても共同調達グループに参加した。その結果、以下の削減効果があった。
 - ① 事務用消耗品（共同調達実施前の平成20年度と比較）
契約単価（平均）▲36.2%、契約金額（当省）▲1,087万円
 - ② 紙類（過去3カ年平均比）
契約単価（平均）▲2.2%、契約金額（当省）▲1万円
 - ③ OA機器用消耗品（過去3カ年平均比）
契約単価（平均）▲3.8%、契約金額（当省）▲0.7万円
 - ④ 蛍光灯（過去対3カ年平均比）
契約単価 ▲14.6%、契約金額（当省）▲18.5万円
 - ⑤ 災害用備蓄用品（共同調達実施前の平成22年度と比較）

契約単価（平均）▲15.8%、契約金額（当省）▲90万円

⑥ 公用車向けガソリン（共同調達実施前の平成26年度と比較）

レギュラー 契約単価 ▲1.5%、契約金額（当省）▲4.5万円

ハイオク 契約単価 ▲2.16%、契約金額（当省）▲7.4万円

⑦ 宅配便（共同調達実施前の平成26年度と比較）

契約単価（平均）▲14.1%、契約金額（当省）▲39万円

- 平成28年度も引き続き、すべての地方支分部局において共同調達を実施している。地方局における共同調達品目の総数（延べ）は26品目、地方局における共同調達相手方官署の総数（延べ）は87官署。平成28年度は、関東局、中部局においてトナー類を追加、北陸支局においてコピー用紙を追加、近畿局において自動車燃料を追加した。北陸支局、近畿局、中国局において、一括調達への参加官署を増加した。
- 本省・外局において、共通して使用等する物品等について、平成28年度からタクシーについて、特許庁が一括契約に参加し、利便性が広がった。

【国土交通省】

- ストレスチェック業務委託について、本省で地方支分部局等の52機関分の一括調達を実施した。
- 第十管区海上保安本部内の近隣省庁と清掃業務について共同調達の拡大を行うなど、31の地方支分部局等で共同調達を実施した。また、一括調達については、56の地方支分部局等で実施した。以上の結果、全ての地方支分部局等で共同調達又は一括調達を実施した。

【環境省】

- 共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、事務用消耗品の購入については平成27年度203品目であった対象品目を、平成28年度においては204品目とした。
- 長野自然環境事務所、那覇自然環境事務所においては、多色ボールペンなどの購入について共同調達を行うことにより、共同調達を行わなかった場合の単価にて購入した場合と比較して、約650円の削減が図られた。
- 役務については、平成27年度に引き続き、5件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務、タクシー）の共同調達を行った。

【防衛省】

- 共同調達の実施により、競争性の向上がみられた例は以下のとおり。
 - ① 東北防衛局においては、新たに健康診断役務において、合同庁舎に入居する他省庁との共同調達を実施したところ、競争参加者が2者から3者に増加した。
 - ② 近畿中部防衛局金沢事務所においては、新たに車両検査役務について、合同庁舎に入居する他省庁との共同調達を実施した。共同調達実施前は対象車両ごとに検査の都度、見積合せを実施し、2者の参加があったところ、共同調達実施後は、一般競争入札となって3者の応札があった。

5. その他

【内閣官房等】

- 特殊かつ専門性が高い経費について、民間コンサルティング会社等の専門的知見を仕様の見直しに反映することができた。また、3年間の国庫債務負担行為による長期契約、発注単位の見直し（地域に分散する施設を単位として発注を分割）を伴う一般競争（総合評価落札方式）の採用等により企業の応札意欲が高まり、各施設とも複数者の入札があったことから予算額から25%を削減することができた。
- 政府広報経費のうち、平成28年度における調達（一般競争入札（総合評価））結果と随意契約（企画競争）で調達した23年度を比較すると、新聞記事下広告で約1億1,132万円の経費を削減した。一般競争入札（総合評価）で調達した27年度と比較すると、約1,949万円の削減となった。

【公正取引委員会】

- 調達事務新規担当者等に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。

【警察庁】

- 会計業務検討会議を開催し、平成27年度下半期及び平成28年度上半期の契約について審査し、その審査内容等をホームページに掲載したほか、全国に発出した。また、平成27年度警察庁調達改善計画における年度末自己評価における各部署の取組事例等について全国に情報共有した。
- 外部有識者からの意見を踏まえ、予定価格の積算方法について一部見直しを実施した。

【金融庁】

- 政府調達案件について、総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとした「情報システム調達会議」を平成28年度中に計5回開催し、外部有識者（政府CIO補佐官及び情報セキュリティアドバイザー）を交えて仕様・調達価格及び調達手法等の適正性について審議した。

【消費者庁】

- 内閣府にて実施される会計担当職員研修に参加した。その結果、参加職員のスキルアップが図られるとともに、講義内容及び資料の共有を行った。

【復興庁】

- 内閣府主催の会計事務研修に復興庁本庁及び地方局の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。

【総務省】

- 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 S D R 以上、平成 28 年度契約件数 150 件）については、C I O 補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容等が添付され、徹底されている。
- 平成 29 年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用を検討を行い、19 件の予算措置を行った。
- 予定価格の統一的な算定方式を検討し、9 月から実施した。これにより試算では約 1,260 万円の経費削減が図れた。

【法務省】

- 本省における情報システム案件について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 26 件締結した。また、調達時には、C I O 補佐官の助言を受けて仕様書等を作成した。
- 地方支分部局等では、庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の活用を図った。
- 平成 28 年度に内部監査を実施した地方支分部局等において、調達改善計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査したほか、関係職員に対し、取組事項等の周知を行った。

【外務省】

- 平成 28 年度において、事務機器借入等 23 件について国庫債務負担行為を活用した。

【財務省】

- 情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、S E 等単価の評価と過去の実績を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を実施した。また、同専門官が延べ303人の会計事務職員を対象に、情報システムのコスト構造やコストを見積もる手法、参考見積を用いた予定価格算定方法を習得するための研修を実施することにより、知識の向上を図ることができた。
- 新たに地方支分部局 2 部局においてクレジットカード決済を導入し、導入部局が本省庁 2 部局、地方支分部局 12 部局となるとともに、全導入部局においてクレジットカードの複数年利用を図ったことにより、事務量を縮減することができた。
- 地方支分部局から派遣される 10 人の会計職員に対し、大臣官房会計課監査室が実施する会計監査に同行させて監査手法を習得させるなど、人材育成を行った。

【文部科学省】

- インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達を 26 件実施することにより手続の効率化を図った。

【厚生労働省】

- 公共調達委員会で審議を行い、新たに1件について、国庫債務負担行為を活用した契約が行われた。
- 職員の調達スキル向上の取組として、調達に係る個別指導を行うための専門職員2名を配置し、58 地方施設等機関等の調達担当職員に対して 762 件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性などについて指導を行った。

【農林水産省】

- 情報システムの調達に当たり、133 件について C I O 補佐官の助言又は確認を受け、うち 128 件で仕様書の見直しを実施した。
- 公用携帯電話等の電話料金プランの見直しを行い、平成 28 年と前年度の同時期における支払実績を比較すると、約 173 万円の削減効果があった。
- 物品・役務等の契約に当たり、省全体で 253 件（契約金額約 951 億円）について、国庫債務負担行為を活用した。

【経済産業省】

- 情報システム関係について、予定価格が 80 万 S D R 以上となる計 5 件の調達案件について、民間の調達支援業者を活用して適正な仕様を作成するとともに、C I O 補佐官から仕様など調達に関して助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させている。
- 地方支分部局との会合について、テレビ会議等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図った（平成 28 年度のテレビ会議は 678 回、節減効果は試算で 4,000 万円）。
- 平成 28 年度でペーパーレスの審議会を 364 回実施し、審議会用資料を省内の無線 L A N 経由で配布可能とした。さらに、職員へのコスト意識醸成のため、コピー・プリントの一枚当たりの単価をコピー機・複合機に明示（全部局）した結果、コピー用紙使用量を平成 23 年度比で約 45%削減した。

【国土交通省】

- プリンター等の出力機器等を集約化する M P S （マネージド・プリント・サービス）業務について、11 部局で導入しており、中部地方整備局（港湾・空港）を除く 10 部局の導入前後の比較で、10.5 億円のコスト削減を図った。
- 本省において 88 台の留め置きプリント機能を有する機器の設置を行い、コピー用紙約 468 箱の削減効果があった。

【環境省】

- 地方支分部局等における電力調達について、入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けるなどした。
- 予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また情報システムの調達においては、C I O 補佐官からの助言を活用した。

【防衛省】

- 「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成 27 年法律第 16 号)に基づき、哨戒ヘリコプター (SH-60K) 17 機の調達にあたり、6 箇年度にわたる長期契約を締結し、約 113.9 億円の経費を削減した。
- 特別輸送ヘリコプター (EC-225LP) 及び練習ヘリコプター (TH-135) に対する機体部品等供給及び在庫管理、機体定期修理並びに技術活動に関する PBL 契約※について、6 箇年度にわたる長期契約を導入することにより、合計約 52.3 億円の経費を縮減した。

※ PBL (Performance Based Logistics) 契約

装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約または製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果(可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成)に対して対価を支払う契約を結ぶもの

平成28年度の共同調達の実施品目

別添8

契約の分類	品目番号	品目名	警察庁・総務省・国土交通省 (合同庁舎2号館、3号館)	人事院・厚生労働省・環境省 (合同庁舎5号館)	法務省・公正取引委員会 (合同庁舎6号館)	金融庁・文部科学省・会計検査院 (合同庁舎7号館)	内閣府 (内閣法制局含む)・宮内庁・消費者庁・復興庁	外務省・財務省・経済産業省・農林水産省
事務用消耗品	1	ペン類	○	○	○	○	○	○
	2	スタンプ類	○	○	○	○	○	○
	3	表紙類	○	○	○	○	○	○
	4	ファイル・フォルダー類	○	○	○	○	○	○
	5	用箋挟	○	○	○	○	○	○
	6	付箋	○	○	○	○	○	○
	7	インデックス類	○	○	○	○	○	○
	8	ラベルシート類	○	○	○	○	○	○
	9	ひも類	○	○	○	○	○	○
	10	テープ類	○	○	○	○	○	○
	11	指サック類	○	○	○	○	○	○
	12	クリップ類	○	○	○	○	○	○
	13	のり類	○	○	○	○	○	○
	14	パンチ類	○	○	○	○	○	○
	15	ガチャック類	○	○	○	○	○	○
	16	テブラ類	○	○	○	○	○	○
	17	袋類	○	○	○	○	○	○
	18	消しゴム類	○	○	○	○	○	○
	19	刃物類	○	○	○	○	○	○
	20	定規類	○	○	○	○	○	○
	21	ホッチキス類	○	○	○	○	○	○
	22	修正用品	○	○	○	○	○	○
	23	ブックエンド・デスクトレイ	○	○	○	○	○	○
	24	マグネット類	○	○	○	○	○	○
	25	封筒類(省名入封筒を除く。)	○	○	○	○	○	○
	26	輪ゴム	○	○	○	○	○	○
紙(コピー用紙を除く。)	27	紙類	○	○	○	○	○	
コピー用紙(紙類を除く。)	28	コピー用紙	○	○	○	○	○	
OA機器用消耗品	29	OA類	○	○	○	○	○	
	30	電池類	○	○	○	○	○	
	31	パソコン周辺機器	○	○	○	○	○	
32	電卓	○	○	○	○	○		
清掃用消耗品	33	掃除用具類	○	○	○	○	○	
燃料	34	燃料類	○	○	○	○	○	
書籍	35	書籍類	○	○	○	○	○	
防災用品	36	防災用品類	○	○	●	○	○	
役務	37	クリーニング	○	○	○	○	○	
	38	清掃	○	○	○	○	○	
	39	配送	○	○	○	○	○	
	40	新聞切抜	○	○	○	○	○	
	41	速記	○	○	○	○	○	
	42	健康診断	○	○	●	○	○	

※「共同調達」とは、霞が関周辺に所在する各府省庁が、他府省庁と共同して行う調達をいう。

※「品目名」欄記載の品目は、契約の分類「役務」を除き「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ、平成25年1月29日一部改訂)の対象品目に準拠。

※契約の分類「役務」の品目名は、代表事例を示す。

※「●」は平成28年度に新規に共同調達を開始した品目を、「○」は平成27年度以前から実施している品目を示す。

※グループの一部で共同調達が実施されている場合も実施に含む。

電力自由化への対応

現状

【所管各庁の電力調達状況】

- 一者応札
- 不落・不調による随意契約
契約の過半数を占めている状況（※）

※公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け
財計第2017号財務大臣通知）に基づく公表データより

事業者にヒアリング
を実施
各庁における電力調
達状況等进行分析

判明した問題点及び解消策

電力調達規模が小さい、負荷率が高い
事業者のメリット僅少

電力調達規模を拡大し、事業者の収益性を上
昇させることで、参入事業者を増やし**競争性**
を確保

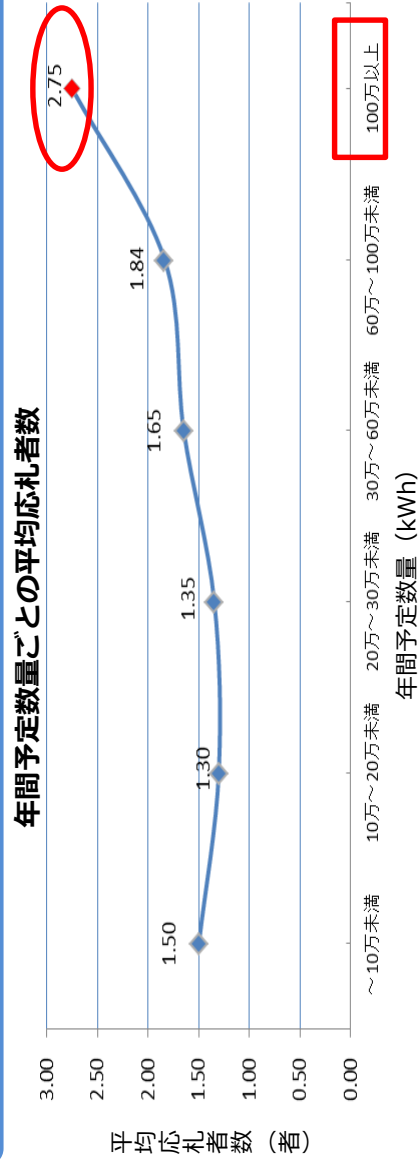
そこで

多くの電力事業者に参入してもらうには…

- ① **各一般電気事業者管内単位の調達**
- ② **特別高圧・高圧電力契約と低圧電力契約は分割して調達**
- ③ **平均応札者数が2者以上となるためには、年間予定数量が100万kWh以上**
- ④ **特別高圧・高圧電力施設の場合、契約電力が1,500kW以上**

以上、①～④を踏まえ、現在の調達単位の妥当性を検討し、年間予定数量及び契約電力の規模を確保し各都道府県内、
複数都道府県単等で複数庁舎の取りまとめや共同調達を行うなど競争性の確保に向けた取組を推進

これにより



一者応札
不落・不調随意
契約が解消され

電力調達の改善が図られる

平成 28 年度調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

- ・各府省庁の取組について、定量的な改善事例が増加し、定性的な取組についても一層の工夫がみられ評価できる。
- ・電力調達のように、規制緩和・技術革新によって新たに競争分野となるものを各府省庁共通のテーマとすることはよい取組であった。
- ・国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なPDCAサイクルに資する記載が求められている中、自己評価について、一者応札の要因分析や調達改善の課題を解決するための改善策の記載、取組の効果・検証等の記載が十分になされていないなど、底上げが必要と考えられる府省庁がみられた。
- ・各府省庁の自己評価に、具体例や共同調達等の検証事例の記述が増加しており評価する。また、点検結果報告書においても、ヒアリングした具体的な事例を取りまとめて新たに一覧にしたことは、ノウハウ共有のために有効である。なお、民間企業では、失敗事例を共有して改善につなげることもある。

2. 今後の取組の方向性について

- ・各府省庁の取組が緩むことがないように、当該点検（ヒアリングなど）を継続することに意義がある。
- ・点検結果を計画策定に反映させるためのヒアリングを充実させることが有効と考えられる一方、点検結果の報告書作成は年 1 回でよいと考える。
- ・発注者側の取組が十分に行われていても、一者応札になる案件がある。一者応札の要因として、人手不足等の社会的事情や、受注者側における採算性の判断・リスク回避等の事情があると考えられる。

- ・ 一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、調達案件の個別の特性に応じた検討が必要となる。
- ・ システム調達は、工事や汎用品の調達とは分けて、その特性を踏まえた発注方法、契約方式等について議論することが適切かもしれない。また、前例に乏しい新技術を活用する調達を行う際などには、各府省庁は、専門家から費用対効果の高い調達方法に関する意見を徴することが有効である。
- ・ 公共工事は、国の調達額に占める割合の重要性から、各府省庁の調達改善の計画に積極的に取り上げられるべきである。
- ・ 調達改善計画を策定する段階で、各府省庁は、課題の解消に向けて、特に改善に努める具体の個別案件に関する目標を設定することが有効ではないか。当該目標や成果が個々人の評価に結びついていくことが重要である。
- ・ 調達改善に資する取組に貢献した職員について、人事評価等で適切に評価し、取組の拡充につなげるべき。民間企業では、毎年、様々な角度で取組のモチベーション向上のための表彰等を行っている。
- ・ 各府省庁の調達改善体制（チーム）がどのように機能し、成果を上げているのかを確認してみてもどうか。
- ・ 各府省庁の実施している事業者に対するアンケート等は、誰に何を書いてもらい、回収できるかがポイントである。何より、事業者からの意見をどう仕様書等に反映したのか、また、成果が出たとすれば、それを共有していくことが重要である。
- ・ 地方支分部局等による調達額の大きさに鑑みれば、地方において、共同調達に限らず、一者応札の改善や事務の効率化等の調達改善に関するノウハウを共有することは重要である。
- ・ 各府省庁においては、契約監視委員会や府省庁内部の個別審査で指摘された課題と効果のあった対応策に関する知見について、府省庁内（地方含む。）での共有を徹底することが重要である。